

『図3 社会保障とその他の2つの枠組み（国・地方の予算）』試算の考え方

- 基礎的財政収支・財政収支や経済前提等の計数は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2014年7月）の経済再生ケースによる。
 - 2014年度の計数は、以下による試算値
 1. 社会保障費^{※1}39.2兆円
＝国26.9兆円（平成26年度予算のポイント（p.8）
http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2014/seifuan26/01.pdf）
＋地方12.3兆円（平成26年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（p.34）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000273583.pdf）
 2. 消費税収15.8兆円＝消費税収4%分（10.8兆円）＋消費税3%引上げ分（5.0兆円）
（財務省資料（平成26年度社会保障関係予算のポイント（p.15）
http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2014/seifuan26/05-09.pdf）
 3. 利払費（ネット）9.5兆円＝基礎的財政収支▲25.4兆円－財政収支▲34.9兆円
 4. その他の不足分▲11.5兆円
＝財政収支▲34.9兆円－社会保障費の不足分▲23.4兆円
 - 2020年度の（ ）内の計数は、以下の考え方に基づく暫定的な試算値
 1. 社会保障費約52兆円は、2017年度の計数（財政制度等審議会資料（p.6）
http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia261008/01.pdf）において公表されている計数（44.5兆円）に、地方単独事業分（約2.7兆円^{※2}（2014年度と同水準で置き））と、2017年度から2020年度までの自然増として、2014年度（32.9兆円（平成26年度社会保障関係予算のポイント（同上））から2017年度（37.8兆円）の差額（4.9兆円）を加えることで算出
 2. 消費税収約28兆円は、2017年度の消費税率5%引上げ分14.0兆円の1%当たり税収2.8兆円を、内閣府中長期試算における2017年度から2020年度までの名目経済成長率で延伸したものに従来の地方消費税1%分を除く9%を掛けて算出
 3. 利払費（ネット）20.9兆円＝基礎的財政収支▲11.0兆円－財政収支▲31.9兆円
 4. その他の不足分▲約8兆円
＝財政収支▲31.9兆円－社会保障費の不足分▲約24兆円
- ※1 ここではいう社会保障費は、制度として確立された年金、医療および介護の社会保障給付ならびに少子化に対処するための施策に要する経費であり、政府資料における「社会保障4経費」を意味する
- ※2 社会保障費地方単独事業分約2.7兆円
＝国分26.9兆円＋地方分12.3兆円－国・地方分36.5兆円
（財務省資料（平成26年度社会保障関係予算のポイント（p.15））